

(仮称) 馬揚山風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 1 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して32日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年11月19日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和3年11月19日（金）付 福島民報、福島民友
※説明会の開催状況についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和3年11月19日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 福島県のウェブサイト（別紙2-1参照）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>
- ・ いわき市のウェブサイト（別紙2-2参照）
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>
- ・ 平田村のウェブサイト（別紙2-3参照）
<https://www.vill.hirata.fukushima.jp/>
- ・ JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-4参照）
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

③ その他のお知らせ

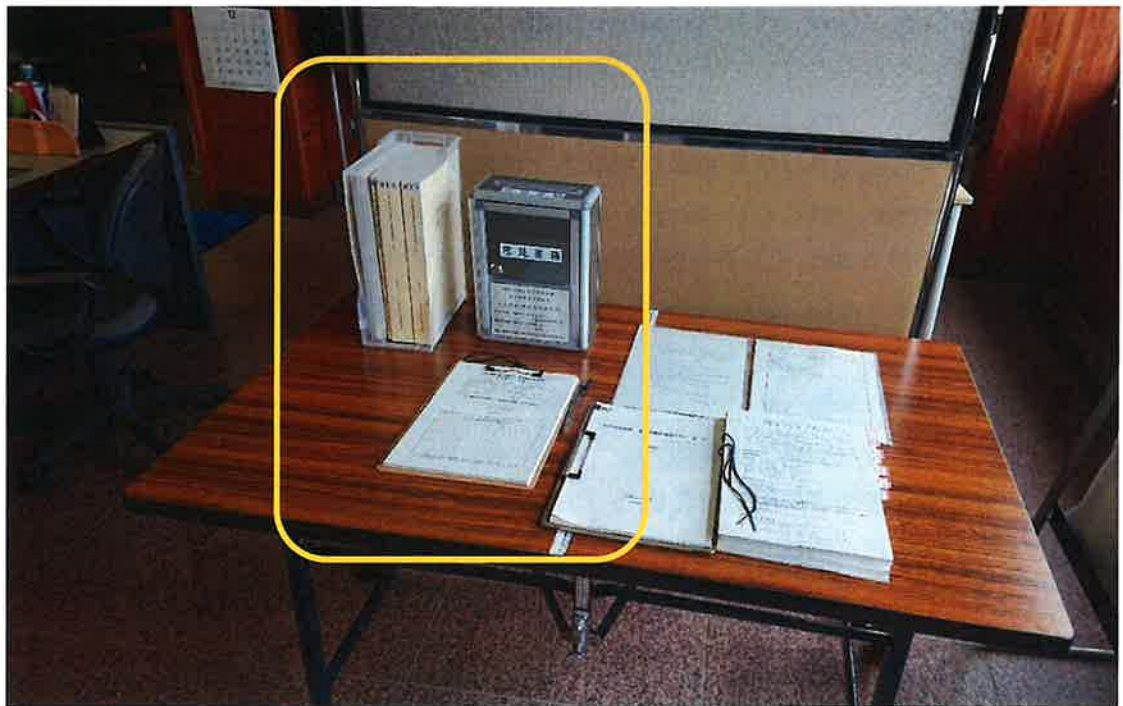
- ・ 古殿町（別紙3-1参照）
準備書図書の縦覧等に係る「お知らせ」を行政だよりに掲載した。
- ・ 平田村（別紙3-2参照）
準備書図書の縦覧に係る「お知らせ」を広報ひらたに掲載した。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁 生活環境部環境共生課（西庁舎 10 階）
（福島県福島市杉妻町 2-16）
- ・ いわき市役所 本庁舎
（福島県いわき市平字梅本 21）
- ・ いわき市役所 三和支所
（福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内 114-1）
- ・ いわき市役所 遠野支所
（福島県いわき市遠野町根岸字白幡 40-1）
- ・ 古殿町役場 産業振興課
（福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31）
- ・ 平田村役場 住民課
（福島県石川郡平田村大字永田字切田 116）
- ・ 小野町役場 町民生活課
（福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92）



（いわき市役所 三和支所）

② インターネットの利用による縦覧

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和3年11月19日（金）から令和3年12月20日（月）（土・日・祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数（意見書提出者数）は1名であった。

（内訳）

- ・福島県庁 西庁舎 10階 生活環境部環境共生課 1名
- ・いわき市役所 総務課 0名
- ・いわき市役所 遠野支所 0名
- ・いわき市役所 三和支所 0名
- ・平田村役場 企画商工課 0名
- ・古殿町役場 総務課 0名
- ・小野町役場 町民生活課 0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づく、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙1、別紙2、別紙3参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下の通りである。

① いわき市三和地区

- ・開催日時：令和3年12月9日（木） 19時～
- ・開催場所：地域交流センター三和ふれあい館（福島県いわき市三和町下市萱竹ノ内 114-1）
- ・来場者数：8名

② 平田村

- ・開催日時：令和3年12月10日（金） 19時～
- ・開催場所：上北方集会所（福島県石川郡平田村北方字左楯内 144-2）
- ・来場者数：0名

③ 古殿町

- ・開催日時：令和3年12月11日（土） 18時30分～
- ・開催場所：上山婦人・若者等活動促進施設（古殿町大字山上字竹貫田 200）
- ・来場者数：3名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年11月19日（金）から令和4年1月11日（火）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②JR 東日本エネルギー開発株式会社への書面郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

意見提出は4通（うち1通は白紙）、意見総数は48件であった。

第2章 環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(1)

<動物>

埼玉県越谷市A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バッド&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバッドストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見書はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	意見は原文のとおり記載しました。
2	1. 本準備書についてコウモリ類の専門家にヒアリングをおこなわない理由を述べよ。	これまでにヒアリングを実施した専門家については、個人情報保護の観点から公表は控えさせて頂きますが、コウモリ類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。
3	2. (380)の「大学名誉教授」は(381)の「大学名誉教授」と同一人物なのか、(380)での専門は「鳥類、生態系」であるが、(381)での専門が「コウモリ類、鳥類、生態系」となっている。方法書段階での発言を準備書段階において修正を求めているが、本当に実在する人物か極めて疑わしい。事業者にとって「都合の良い」架空の大学名誉教授ではないのか。	これまでにヒアリングを実施した専門家については、個人情報保護の観点から公表は控えさせて頂きますが、鳥類だけでなく哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。
4	3. (381)で「風況観測ボールの周辺はステアがあるためコウモリ類が近づかないことがわかってきた」と記載されているが、「分かってきた」科学的根拠を示すこと。	科学的根拠を確認のうえ、今後、記載することを検討いたします。
5	4. 「サーチライトによる確認」調査実施時のデータと同日同時刻の「高度別の飛翔状況の確認」調査で得られたデータを比較し、「3」の根拠およびサーチライト調査を実施した目的「衝突確率の予測に使えるデータの取得」によって求められる衝突確率を示すこと。	コウモリ類の衝突確率の予測手法は確立されていないため、衝突確率の予測は実施しておりません。また、コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
6	5. (647)のマイク設置では発音音圧が強い10-30kHzの種群において10mと50mのファイルにダブルカウントが生じることは明らかである。ダブルカウントを処理した数値を示すこと。	バットディテクターの探知可能距離を踏まえると、10m、50mでそれぞれ録音したファイルに、重複したデータが含まれている可能性は否定できないと認識しています。本調査は、各高度帯での活動量の把握を目的として実施したものであり、どの高度帯がコウモリ類の利用頻度が高いかについて考察しました。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(2)

＜動物・その他＞

埼玉県越谷市A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
7	6. (648) の捕獲されたコウモリ類の「外部形態の計測値、雌雄、年齢、生殖状況」を記載すること。	今後、記載することを検討いたします。
8	7. (730) における「ビロードネズミ属」の確認が3例もあるのに、「ヤチネズミ」または「スミスネズミ」と同定できない理由を記載すること。過去に準備書において種名を記載せず、評価書で重要種だったという問題の多いアセスメントの事例があった（日本哺乳類学会「北海道檜山郡上ノ国町の風力発電施設における絶滅危惧種コヤマコウモリの保全に関する要望書」）、すでに遅いが重要種に該当する可能性があることから直ちに種の同定を実施して、再度、予測評価を実施すること。	捕獲した個体は、後足長等の特長からスミスネズミの可能性が考えられましたが、既存文献でいわき市周辺におけるスミスネズミの記録が確認できなかったこと、捕獲個体は計測後放獣し標本がないことから「ビロードネズミ属」としました。なお、「ビロードネズミ属」については、「福島県レッドリストで情報不足（DD）に指定されているスミスネズミの可能性もある」として、予測評価を実施しています。
9	8. (730) における「ビロードネズミ属」について事業者は表10.1.7-52の欄外において「ビロードネズミ属について、福島県レッドリストで情報不足（DD）に指定されているスミスネズミの可能性もある」と述べて居るが、福島県浜通り南部においてスミスネズミが生息していたことは福島県において極めて貴重な情報である（The Wild Mammals of Japan Second edition(2015).p.160, “Eothenomys smithii”）確認個体の詳細な計測値、雌雄、生息状況を記載し、標本の保管場所を明記すること。	今後、記載することを検討いたします。なお、捕獲個体は計測後放獣しており標本がありません。
10	9. コウモリ類における「ブレード・タワー等への接近・接触」の予測には、サーチライト調査で得られた結果に基づいた衝突確率を示すこと。	コウモリ類の衝突確率の予測手法は確立されていないため、衝突確率の予測は実施しておりません。コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
11	10. (954) の「施設の稼働」において事業者は「風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、夜間に鳥類及び制の走光性を持つ昆虫類のほか、昆虫類を捕食するコウモリ類等の誘引を引き起こすライトアップを行わない」と記載しているが、本環境影響評価のすべてにおいて科学的根拠が示されていない。このような主観的予測が通用するのならば環境アセスメントを実施する意味がないだろう。科学的根拠を記載すること。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成27年）では、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とあります。これを踏まえ、ライトアップを行わないことにより、コウモリ類の風車への接近・接触の影響は低減できるものと考え、準備書に記載しました。
12	11. (650-651) に記載された数値から判断すると、高度10mの10-30kHzは高度50mよりも多く、(653)の時間帯別のファイル数でも高度10mの日出前の音声は高度50mを大きく上回っている。これは風況観測塔周辺に10-30kHzのコウモリの集団ねぐらが存在していることを示唆している。(653)の表10.1.7-15において事業者は10-30kHzの音声はヤマコウモリ（環境省VU）、クビワコウモリ（環境省VU）、およびヒナコウモリ（福島県DD）であることを承知している。この事象を説明するとともに、大至急、風況観測塔周辺での集団ねぐら探索調査を実施すること。集団ねぐらが見つからない場合は、風況観測塔から半径200mの開発は避けなければならない。	現地調査の結果、改変区域にコウモリ類の集団ねぐらは確認されておりません。 また、コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(3)

<動物・その他>

埼玉県越谷市A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
13	12. (1173) の事後調査について、本事業における事後調査は事前にコウモリ類の専門家の意見を参考に計画・実施する必要がある。本準備書同様に未熟な者が独断で行うべきではない。	今後の事後調査については、調査実施前にコウモリ類の専門家にヒアリングを実施することを検討いたします。
14	8. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。	評価書および事後調査報告書の閲覧方法につきましては、今後、検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(4)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
15	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「JR 東日本エネルギー開発株式会社」及び受託先「日本工営株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見は原文のとおり記載しました。
16	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	風力発電機の機種は、現時点では未定です。
17	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	風力発電機の機種は、現時点では未定です。
18	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	風力発電機の機種は、現時点では未定です。
19	■5. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？ 事業者はコウモリ類の「高度別飛翔状況の確認」という定量調査を6か月間行い、その膨大なデータをP649～P653にわたり解析したが、予測は従来どおりの定性的予測とはあきれた話だ。本準備書で「高度別飛翔状況の確認」結果の「風速とコウモリの活動量（音声ファイル数）の相関」（P652）を影響予測に一切反映しなかった合理的根拠は何か？	コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、風力発電機稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(5)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
20	■6. P651「バットディテクター自動録音調査 音声ファイルの季節推移 高度 50m:10-30kHz」について ①カットイン風速 (3m/s) 未満の録音ファイル数は何ファイルあったのか? ②カットイン風速 (3m/s) 以上の録音ファイル数は何ファイルあったのか?	調査結果を整理し、評価書において示します。
21	■7. P857「哺乳類の予測結果 (コウモリ目 : 10~30kHz)」について 『<バットディテクターによる高度別飛翔状況の確認>10mの高さで1,639 ファイル、50mの高さで1,221 ファイルの音声データが確認された。平均データ数は、10mの高さで0.66 ファイル/時間 (9.21 ファイル/日 (14 時間)、50mの高さで0.49 ファイル/時間 (6.86 ファイル/11 (14 時間)) であった。』とある。 ①地上 50m においてカットイン風速 (3m) 以上の録音ファイル数は何ファイルあったのか? ②地上 50m においてカットイン風速 (3m) 未満の録音ファイル数は何ファイルあったのか? ③②については、カットイン風速未満のフェザリング (風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること) を実施しない理由を述べよ。 ④①については、P651 の結果を踏まえ、カットイン風速を上げる保全措置をコウモリ目 10~30kHz の活動ピーク (7 月中旬~8 月下旬の期間) に実施しない理由を述べよ。 ⑤『平均データ数』とは『平成 30 年 6 月 8 日から 12 月 2 日』までの平均を示していると思うが、事業者の委託先 (日本工営) は、なぜコウモリが活動していない昼間や雨天時、気温の低い時期のデータも平均に入れたのか。 ⑥⑤は事業者への付度か? ⑦コウモリは 4 月や 5 月でも活動している。『平均データ数』を記載するならば 4 月から 5 月下旬までのデータを追加調査すること。 ⑧平均データ数だけでなく、コウモリの活動がみられた日数を月旬ごとに述べよ。	調査結果を整理し、評価書において示します。 また、コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
22	■8. P857「哺乳類の予測結果 (コウモリ目 : 10~30kHz) ブレード、タワーへの接近接触」について 「衝突に係る既往知見は十分でないことから、予測には不確実性が伴う。」とあるが、仮に「予測に不確実性が伴う」としても、それがなぜ、「保全措置をしなくてもよい」根拠になるのだろうか?意味が分からない。住民へわかるように丁寧に説明せよ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(6)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
23	■9. P857「哺乳類の予測結果(コウモリ目:10~30kHz) ブレード、タワーへの接近接触」について2 「衝突に係る既往知見は十分でことから、予測には不確実性が伴う。」とあるが、「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「既往知見は十分」で「予測が確実」といえるのか? 10 例か?、100 例か?、1000 例か? これは「連続性の虚偽」である。事業者及びその委託先(日本工営)は環境を保全する気が全くない。このような詭弁を使う事業者に再エネ賦課金を支払うのは納得がいかない。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
24	■10. P857「哺乳類の予測結果(コウモリ目:10~30kHz) ブレード、タワーへの接近接触」について 「衝突に関する既往知見は少ないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと「定性的には容易に予測される」。 ※45 個体 (4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業 「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド) 福島県 ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業 供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県	ご指摘頂いた事例も参考にして、風力発電機稼働後にバードストライク、バットストライクの定期的な確認を行ってまいります。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(7)

＜動物＞

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
24	(つづき) ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ 属の一種 (フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体 「能代風力発電所リブレース計画に係る 環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県 ※ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3 年 3 月、モエコパワー株式会社) 青森県 ※ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県 ※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県 ※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県 ※クロオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価 報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウィンドせたな) 北海道 ※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県	
25	■11. コウモリの保全措置 (低減措置) は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速 (発電を開始する風速) の値を上げること及び低風速時にフェザリング (風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること) を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
26	■12. コウモリ類の保全措置について 2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速 (風力発電機が発電を開始する風速) の値を上げることと風車を風と平行にすること (フェザリング) が記載されている (※)。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として検討して頂きたいが、事業者として実行可能か? ※「コウモリ学 適応と進化」p 229 (2020 年 8 月、船越公威)	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(8)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
27	■13.「回避」と「低減」の言葉の定義について アセスメントにおける「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ。	「影響の回避」とは「行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと」または「保全の対象となるものから影響要因を遠ざけること」によって影響を回避する（発生させない）ことであり、「影響の低減」とは、「何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置」と認識しています。（「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、平成29年））
28	■14.「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」（“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6）によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に位置づけられている。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。
29	■15.「回避」と「低減」の言葉の定義について 上記について事業者らは、『回避と低減の定義について、その区別は重要ではない』等と開き直るかもしれないが、アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。コウモリ類の保全措置として「ライトアップの不実行」のみ取捨選択し、「できる限りの保全措置をしたが予測には不確実性が残る」と事後調査に逃れる事業者がいる現状を鑑みれば、コウモリ類の保全において、影響の『回避』と『低減』を区別することは重要な意味を持つ。 コウモリ類について「ライトアップを実行しない（回避措置）」以外の、追加的保全措置『低減措置』を必ず検討して頂きたい。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(9)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
30	■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について 上記について事業者らは、「ライトアップの不使用は、影響の低減措置である」と頑なに主張するかもしれない。発電所アセス省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十九条によれば、「環境保全措置についての複数の案の比較検討（中略）を通じて、環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする」とある。 よって、仮に「ライトアップの不使用は、影響の低減措置である」としても、実行可能な低減措置である「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」を検討しないのは省令に違反する。 第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
31	■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。
32	■18. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。
33	■19. コウモリ類の保全措置（フェザリング）をすること 「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきである。 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(10)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
34	■20. 国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
35	■21. 国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない2 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。 益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
36	■22. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに国内手引きに記載されている。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(11)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
37	■23. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か 本事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社）及び委託先（日本工営株式会社）は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
38	■24. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること1 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
39	■25. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
40	■26. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
41	■27. 事業者は「予測の不確実性」を根拠に「コウモリ類の保全措置をしない（＝事後調査のあとまで引き延ばす）」つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(12)

<動物>

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
42	■28. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 国内事例によればバットストライクは春季（4月）※1 や 秋季（10月下旬）※2にも確認されている。よって、コウ モリ類の死骸探索調査は、『4月から11月まで徹底的に実 施』すること。 ※1「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31 年4月、岩手県） ※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」 （2020年2月、コスモエコパワー株式会社）	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転 開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用する ことで、衝突の実態の把握に努めます。
43	■29. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について ①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度 で消失することが明らかとなっている※1 ②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探 索は、1基あたり3日に1回（2日おきに回る）の頻度で 行うことが推奨されている※2。 ③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出1時間後より 開始することが推奨されている※2。 ※1 平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支 援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセ スメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等におけ る環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018. ※2「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイ ドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/ default/files/documents/news/Publication_No_6_ Japanese.pdf)	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転 開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用する ことで、衝突の実態の把握に努めます。
44	■30. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そ う簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察 力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験 を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべき である。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「す べて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等 の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転 開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用する ことで、衝突の実態の把握に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(13)

＜動物＞

東京都世田谷区B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
45	■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。
46	■32. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解(14)

＜事業計画・動物＞

福島県福島市C氏

No.	一般の意見	事業者の見解
47	本事業につきましては、方法書等において、保安林（国有保安林含む）の除外を求めて参りましたが、本準備書では風力発電機設置場所が除外されている等、一定の配慮が成されたことに対し評価いたします。管理用道路（工事併用）を含め実施段階においても厳格に保全されることを、改めて求めます。	今後の事業実施に向けて、保安林の保全に配慮いたします。
48	希少猛禽類への影響については、周辺部他事業との累積的影響が懸念され、地域的な絶滅も想定されます。長期的なモニタリングと最新の知見に基づく対策の実施を積極的に進めることを要望するとともに、全国的な事業展開を進める御社の使命として真摯に取り組まれることを期待します。	希少猛禽類の影響について、事後調査を実施いたします。また、バードストライク発生時の対応について事前検討し、事故時の個体保護を適切に実施いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞における公告

福島民報（令和3年11月19日（金） 朝刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)馬場山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 松本 義弘
主たる事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号

二、対象事業の名称 (仮称)馬場山風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 発電出力34,000kW(出力調整を行う)

三、対象事業実施区域 福島県いわき市の馬場山周辺を中心とした区域
四、関係地域 福島県いわき市、古殿町
五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課、いわき市役所本庁舎、三和支所、遠野支所、古殿町役場産業振興課、小野町役場民生生活課、平田村役場住民課

縦覧の期間 令和三年十一月十九日(金)～十二月二十日(月)
縦覧の時間 午前八時半～午後五時十五分
(土・日・祝を除く開庁時)

電子縦覧 <http://www.jr-energy.jregroup.co.jp/>
令和三年十一月十九日(金)午前十時から
令和三年十二月二十日(月)午後五時まで

六、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見の理由を含む「ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱」をご投函いただくか、令和四年一月十一日(火)までに八の問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

七、住民説明会の開催場所・日時
(一)地域交流センター三和ふれあい館
(福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内二四一)
令和三年十一月九日(木) 午後七時から午後九時
(二)上北方集会所(福島県石川郡平田村北方字左殿二四四一)
令和三年十二月十日(金) 午後七時から午後九時
(三)上山土俵人・若者等活動促進施設
(福島県石川郡古殿町大字山上字竹貫田二〇〇)
令和三年十二月十一日(土) 午後八時半から午後八時半
八、問い合わせ先(意見書の提出先)
東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村町ビル九階
JR東日本エネルギー開発株式会社
電話 〇三六二〇六六〇七六 午前十時から午後五時まで
(担当 総務部 広報担当)

福島民友（令和3年11月19日（金） 朝刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)馬場山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 松本 義弘
主たる事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号

二、対象事業の名称 (仮称)馬場山風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 発電出力34,000kW(出力調整を行う)

三、対象事業実施区域 福島県いわき市の馬場山周辺を中心とした区域
四、関係地域 福島県いわき市、古殿町
五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課、いわき市役所本庁舎、三和支所、遠野支所、古殿町役場産業振興課、小野町役場民生生活課、平田村役場住民課

縦覧の期間 令和三年十一月十九日(金)～十二月二十日(月)
縦覧の時間 午前八時半～午後五時十五分
(土・日・祝を除く開庁時)

電子縦覧 <http://www.jr-energy.jregroup.co.jp/>
令和三年十一月十九日(金)午前十時から
令和三年十二月二十日(月)午後五時まで

六、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見の理由を含む「ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱」をご投函いただくか、令和四年一月十一日(火)までに八の問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)

七、住民説明会の開催場所・日時
(一)地域交流センター三和ふれあい館
(福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内二四一)
令和三年十二月九日(木) 午後七時から午後九時
(二)上北方集会所
(福島県石川郡平田村北方字左殿二四四一)
令和三年十二月十日(金) 午後七時から午後九時
(三)上山土俵人・若者等活動促進施設
(福島県石川郡古殿町大字山上字竹貫田二〇〇)
令和三年十二月十一日(土) 午後六時半から午後八時半
八、問い合わせ先(意見書の提出先)
東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村町ビル九階
JR東日本エネルギー開発株式会社
電話 〇三六二〇六六〇七六 午前十時から午後五時まで
(担当 総務部 広報担当)

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県 ウェブサイト)

福島県 Fukushima Prefecture

くらし・環境 産業・経済 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・経済 観光情報

福島県ウェブサイト > くらし・環境 > 産業・経済 > 防災・安全 > 福島県防災安全委員会 > (仮称)福島山麓電力事業

福島県防災安全委員会

(仮称)福島山麓電力事業

【更新履歴】
令和3年11月19日：福島県防災安全委員会に係る説明会が開始されました。

- ・ 説明会期：令和3年11月19日から令和3年12月20日まで
- ・ 意見書の提出期間：令和4年1月11日まで
- ・ 説明会場の設置場所：下巻のとおり。
- ・ 説明会日程（予定）：下表のとおり。（新型コロナウイルス感染症等の影響により、日程変更のおそれがあります。日程についてあらかじめ事務局にお問い合わせください。）
- ・ お問い合わせ先：JH 日本エネルギー開発株式会社（電話：03-6206-6076）

事業の名称	(仮称) 福島山麓電力事業	
事業名	JR東日本エスエーエー開発株式会社	
事業の種別	電力発電事業	
事業の実施区域	いわき市の馬場山周辺を中心とした区域	
事業の規模	出力 34,000kW	
関係地域（4）	いわき市及び宮城県	
配電市	公告日	平成29年3月21日（火）
	説明会期	平成29年3月21日（火）～平成29年4月20日（木）
	意見書提出期間	平成29年3月21日（火）～平成29年4月20日（木）
	配電場所	福島県庁生活環境部環境民生課（いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所三和支所、いわき市役所遠野支所、古河町役場東馬場支所、平田村役場生活課、小野町役場民生課）
配電市	福島県環境影響評価委員会	開催日 平成29年3月21日（火）（事業説明会） 議事録書（PDFファイル/152KB）
	知事意見	通知日 平成29年5月15日（月）（知事意見に係る答申（案）書） 議事録書（PDFファイル/175KB）
	公告日	平成29年3月30日（火） 本文（PDFファイル/319KB）
	説明会期	平成29年8月10日（水）
方法書	説明会期	平成29年8月10日（水）～平成29年9月12日（火）
	意見書提出期間	平成29年8月10日（水）～平成29年9月25日（月）
	配電場所	福島県庁生活環境部環境民生課（西庁舎8階）、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所三和支所、いわき市役所遠野支所、古河町役場東馬場支所、平田村役場生活課、小野町役場民生課
	説明会の開催	1. 平成29年8月24日（水）午後6時30分から午後7時30分まで 平田村中央公民館（福島県平田村人字永田字切田158-5） 2. 平成29年8月25日（金）午後7時から午後8時まで 古河町公民館（古河町（福島県古河町）山手町233） 3. 平成29年8月26日（土）午後7時から午後8時まで 地域交流センター三和ふれあい館（福島県いわき市三和町下市原字竹ノ内114-1）
方法書	意見書	14通
	福島県環境影響評価委員会	開催日 平成29年9月12日（火）（事業説明会） 議事録書（PDFファイル/322KB）
	知事意見	通知日 平成29年12月1日（金）（事業説明会） 議事録書（PDFファイル/105KB）
	公告日	平成30年1月19日（金）（知事意見に係る答申（案）書） 議事録書（PDFファイル/213KB）
成案書	説明会期	通知日 平成30年1月25日（木） 本文（PDFファイル/308KB）
	公告日	令和3年11月19日
	説明会期	令和3年11月19日から令和3年12月20日まで
	意見書提出期間	令和3年11月19日から令和4年1月11日まで
成案書	配電場所	福島県庁生活環境部環境民生課（西庁舎10階）、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所三和支所、いわき市役所遠野支所、古河町役場東馬場支所、平田村役場生活課、小野町役場民生課
	説明会の開催	1. 地域交流センター三和ふれあい館（福島県いわき市三和町下市原字竹ノ内114-1） 令和3年12月9日 午後7時から午後8時まで 2. 上り万葉会所（福島県石川郡平田村北字字原144-1） 令和3年12月10日 午後7時から午後8時まで 3. 上山組入・若林町を管轄する（福島県福島市大字山ノ下町200） 令和3年12月11日 午後8時から午後9時半まで
	意見書	
	公聴会の開催	
評価書	福島県環境影響評価委員会	開催日
	知事意見	通知日
	公告日	
	説明会期	
評価書	上り万葉会所の提出	
	工事完了の提出	
	事業計画書	公告日
	工事費の発生等	説明会期

(注) 環境影響を及ぼすと認められる区域

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンクからダウンロードしてください。（無料）

このページに関するお問い合わせ先
環境政策課 環境影響評価課
〒960-8670 福島県福島市千原町2-16
Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel 024-521-7250 Fax 024-521-7927 電子メールでのお問い合わせはこちら



○インターネットによる「お知らせ」

(いわき市 ウェブサイト)


いわき市 IWAKI CITY WEB SITE
誰もが「自らで知った、ほめてたい」と思える魅力にあふれた「いわき」

[ホーム](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

[くらし・地域](#)
[福祉・こども](#)
[観光・交流](#)
[事業者の方へ](#)
[市政情報](#)

よくある検索キーワード
ごみ分別カレンダー 交通安全 防災対策

[トップページ](#)
[くらし・地域](#)
[福祉・こども](#)
[観光・交流](#)
[事業者の方へ](#)
[市政情報](#)

環境影響評価図書の見覧について (JR東日本エネルギー開発(株))

[サイト](#)
[お問い合わせ](#)
[印刷](#)
更新日：2021年11月19日

環境影響評価図書を見覧する手順について

(仮称) 馬場山風力発電事業 環境影響評価図書の見覧について (JR東日本エネルギー開発(株))

- 掲載期間
令和3年11月19日(金)～令和3年12月20日(月) (開庁時のみ)
- 掲載場所(市内)
 - ・ いわき市役所 本庁舎1階 市民ホール (平字橋本21)
 - ・ いわき市役所 遠野支所 (遠野町橋本字日通40-1)
 - ・ いわき市役所 三和支所 (三和町下市置字竹ノ内114-1)
- インターネットによる公表(令和3年12月20日(月)まで)
[環境影響評価図書の見覧について](#)
- 見覧書の提出方法
 掲載場所に見覧付である用紙などに記載事項を記入のうえ、提出付の意見箱に投函いただくが、取寄内に提出先まで郵送してください。
- 意見書の記載事項
 1. 氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び当該団体の所在地)
 2. 意見書に対する環境の保全の見地からの意見(理由も含めて記載)
- 意見書の提出期限
 令和4年1月11日(火) (当日消印有効)
- 意見書の提出先及び問合せ先
 JR東日本エネルギー開発株式会社
 〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3-14 日新ビル9階 電話：03-6206-6076

住民説明会の開催日時及び場所(市内)

- ・ 日時：令和3年12月9日(木) 午後7時～午後9時
- ・ 場所：地域交流センター三和ふれあい館 (三和町下市置字竹ノ内114-1)

関連リンク

- ・ [環境影響評価\(環境アセスメント\)概要について](#)

お問い合わせ

生活環境部 環境企画課 環境安全係
 電話番号：0246-22-7441
 ファクス番号：0246-22-7599

このページに関するアンケート

このページは見つけやすかったですか?

☐ 見つけやすかった
 ☐ 見つけにくかった
 ☐ どちらとも思えない

このページの内容はわかりやすかったですか?

☐ わかりやすかった
 ☐ わかりにくかった
 ☐ どちらとも思えない

このページの情報は役になりましたか?

☐ 役になりました
 ☐ 役にはならなかった
 ☐ どちらとも思えない


いわき市役所
〒305-0856 福島県いわき市平字橋本21番地 (305)
電話番号：0246-22-1111(代表)
法人番号：900002072044

[このサイトについて](#)
[環境安全係](#)
[著作権・リンクについて](#)

[プライバシーポリシー](#)
[セキュリティポリシー](#)




Copyright © Iwaki City All Rights Reserved

○インターネットによる「お知らせ」

(平田村 ウェブサイト)



青空と緑のふるさと
HIRATA Village
平田村

公式ウェブサイト 広報 防災 観光 教育・文化 観光情報 しごと・産業 地域情報

くらし・防災 健康・福祉 教育・文化 観光情報 しごと・産業 地域情報

（仮称）馬揚山風力発電事業 環境影響評価準備書縦覧及び説明会

2021年11月10日更新

11月10日より、平田村で会社（仮称）馬揚山風力発電事業に賛同し、環境アセスメントの調査を実施。評価を完了。このため、事業をまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

1 事業者の名称
平田村で会社（仮称）馬揚山風力発電事業、東京電力エナジーホールディングス（株）
代表取締役社長 佐藤 寛弘

2 対象事業の名称
（仮称）馬揚山風力発電事業

3 事業実施想定区域
福島県いわきの市馬揚山風力発電事業区域

4 縦覧書類
（仮称）馬揚山風力発電事業環境影響評価準備書及び関係図書

5 縦覧場所
平田村（馬揚山）風力発電事業区域（仮称）馬揚山風力発電事業区域（仮称）馬揚山風力発電事業区域

6 縦覧期間
令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）

7 住民説明会
日時：令和3年12月10日（金） 19時00分～21時00分
場所：上北町会（平田村北町会内144-2）

8 意見書の受付
縦覧の希望者及び意見書の提出は、縦覧場所（仮称）馬揚山風力発電事業区域の縦覧の理由を旨として記入の上、縦覧日より、意見書提出の期日（令和3年12月20日）まで、縦覧場所（仮称）馬揚山風力発電事業区域に提出してください。

意見書及び意見書は縦覧場所（仮称）馬揚山風力発電事業区域に提出してください。

縦覧日：令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）

9 問い合わせ先
〒105-0004
東京都港区新橋1-4-1 平田村（仮称）馬揚山風力発電事業
平田村（仮称）馬揚山風力発電事業 代表取締役社長 佐藤 寛弘
電話番号：03-6206-5076
E-mail: hirata@hirata-village.jp



○インターネットによる「お知らせ」

(JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

JR東日本エネルギー開発株式会社
JR-EAST Energy Development Co., Ltd.

会社概要 | ミッション | 設備の挑戦 | 交通アクセス | お問い合わせ | 採用情報

環境アセスメントについて INFORMATION

「（仮称）馬場山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

福島県いわき市における「（仮称）馬場山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」（以下、準備書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

※準備書は、2021年11月19日（金）午前10時00分～2021年12月20日（月）午後5時00分までの期間中は閲覧が可能です。
※閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
※閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
※意見書以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙
目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 方法書についての意見と事業者の見解
第7章 方法書に対する経済産業大臣の助言
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第10章 環境影響評価の結果
第11章 環境影響評価準備書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第12章 その他環境省令で定める事項
資料編
要約書
意見書

準備書の縦覧

縦覧場所
福島県庁 西庁舎10階 生活環境部環境共生課
いわき市役所本庁舎・三和支所・遼野支所
古殿町役場産業振興課
小野町役場民生生活課
平田村役場民生課

縦覧期間
2021年11月19日（金）～2021年12月20日（月）
（土・日・祝日を除く開庁時）

意見書には、必ず住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をお書きください。
環境影響評価準備書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。
住所・氏名、対象準備書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価準備書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。
また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先
JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：総務部 広報担当
TEL：03-6206-6076
時間：午前10時00分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ
Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

○広報誌による「お知らせ」

(古殿町 行政だより)

**(仮称) 馬揚山風力発電事業
環境影響評価準備書の縦覧・
住民意見受付及び説明会のお知らせ**

■事業者の名称

JR東日本エネルギー開発株式会社

■対象事業実施区域

福島県いわき市・古殿町の境界付近

■対象事業の名称

(仮称) 馬揚山風力発電事業

■縦覧場所

古殿町役場総務課

(企画推進係 TEL: 53-4611)

■縦覧期間

令和3年11月19日(金)～12月20日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日を除く)

■インターネットによる公表

事業者ホームページ

(<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>)

■意見受付

令和3年11月19日(金)～令和4年1月11日(火)までに

縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函、

または、郵送(当日消印有効)

■説明会について

上山行政区説明会

日時・・・令和3年12月11日(土) 午後6時30分～午後8時30分

場所・・・上山上夫人・若者等活動促進施設

(古殿町大字山上字竹貫田200)

■意見の郵送先及びお問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当

〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号田村町ビル9階

TEL: 03-6206-6076

(土日祝を除く、午前10時～午後5時)

○広報誌による「お知らせ」

(平田村 広報ひらた)



暮らしの情報

「国の教育ローン」のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利年1.66%(令和3年6月1日現在)で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができま

す。詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、左記のコールセンターへお問い合わせください。

■問い合わせ

教育ローンコールセンター
☎0570-008656
(ナビダイヤル) または
☎03-5321-8656

個人事業税の納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第2期分の納期限は11月30日(火)です。県中地方振興局県税部から送付される納付書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また、預金口座からの振替納税をする方法もありますので、ご希望の方は預金口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、口座振替を希望する金融機関へお申し出ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、来年度からの取り扱いとなります。

■問い合わせ

福島県中地方振興局県税部
課税第一課 事業税チーム
☎024-935-1251

県民提案募集のお知らせ

皆さんの声を県政に！ 県政に對するご提案をお寄せください。

県では、県民の皆さんからの提案を今後の県の事業に活かすための県民提案を実施しています。

県庁のホームページや電子メールのほか、手紙、はがき、FAXでも提案することができます。(必ず書面で提出してください。)

提案していただいた内容については、担当部局が検討し、提案を受理した日から概ね2週間程度で提案者へ回答いたします。

■県民提案の提出先

福島県庁県民公聴室
〒960-8670
福島市杉妻町2-16
FAX 024-521-7934
E-mail: kouchu@pref.fukushima.lg.jp

■問い合わせ

☎024-521-7013



(仮称)馬場山風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧のお知らせ

■事業者の名称

JR東日本エネルギー開発㈱

■事業実施区域

いわき市の馬場山周辺を中心とした区域

■縦覧場所

平田村役場1階ロビー

■縦覧期間

11月19日(金)～12月20日(月)

8時30分～17時15分

(土・日・祝日を除く)

■意見受付

縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函、または、令和4年1月11日(火)までに郵送。(当日消印有効)

《準備書にかかる住民説明会》

日時及び場所については村ホームページで周知します。

■問い合わせ

JR東日本エネルギー開発㈱
総務部 広報担当
〒105-0004
新橋3丁目3番14号田村町ビル9階
☎03-6220-6076
10時から17時まで

「(仮称)馬場山風力発電事業 環境影響評価準備書」

意見記入用紙

「(仮称)馬場山風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入のうえ、意見書箱に投函ください。

【意見書の提出期限】 令和4年1月11日(火)〔当日消印有効〕

「(仮称)馬場山風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する意見書

令和 年 月 日

お 名 前

法人その他の団体にあつては、
法人名・団体名、代表者に氏名

住所

法人その他団体にあつては、
主たる事務所の所在地

環境影響評価法第十八条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。

記入欄

(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

[illegible]

注：なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。
また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。